

令和4年度「青森市営野球場」に係る事業報告書等評価結果

（施設名）については、（指定管理者）が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

令和4年度の事業報告書等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認、検証し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年7月27日

施設名	青森市営野球場
設置目的	市民の体育・スポーツの普及及び振興を図り、もって健康で豊かな市民生活の形成に資することを目的とする。
所在地	青森市合浦2丁目14番53号
指定管理者	【名称】スポーツネット青森 【代表者】船越 秀彦 【住所】青森市新町2丁目5番1号
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）

評価項目	検証結果	評価結果	
		適正	要改善
管理について	指定管理各施設間で業務状況に応じた職員の応援体制を取るなど、効率的な人員配置を行っている。 安全かつ快適な施設を提供するため、各種保守点検・管理業務を行っている。 新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液の設置や受付窓口へのアクリル板の設置のほか、職員による定期的な消毒、感染防止策に関するチラシの掲示等を行っている。 防犯、防災、緊急時の対応については、危機管理マニュアルを作成し、全職員に周知徹底するとともに、適切に運用している。 個人情報保護、環境保全の推進及び環境負荷の低減に関する取組については、適切な対応を行っている。	○	
運営について	市民の平等利用の確保及び地域や関係団体との連携については、適切に行われている。 ホームページによる情報提供や行事予定表の掲示及び配布等に加え、インターネットを通じ施設の利用状況を発信するシステムを活用して、利用者の利便性及び施設利用率の向上に努めている。	○	
事業実施結果について	アンケートを実施し、利用者からの意見の把握に努めている。 指定管理者によるスポーツ事業については、仕様書に基づく必須事業を開催し、スポーツ振興に努めている。	○	
収支決算書について	提出された収支決算書及び関係帳簿を確認したところ、適正に処理されている。	○	

【総合評価】

施設の管理運営状況は、概ね適正である。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市経済部地域スポーツ課  
【電 話】 017-718-1428 (直通)  
【メー ル】 chiikisupo-tsu@city.aomori.aomori.jp